

大田区空家等地域貢献活用事業
補助金交付対象者
【募集要項】

平成 30 年 6 月

問合せ・申込み先

大田区まちづくり推進部建築調整課住宅担当

〒144-8621 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

電話：03-5744-1343

大田区空家等地域貢献活用事業（以下「地域貢献活用事業」という。）の実施にあたり、空家の改修にかかる費用の一部を補助する対象者を下記のとおり募集します。

記

1 地域貢献活用事業について

大田区（以下「区」という。）では、平成 26 年 12 月から、良質な空家を公益目的で活用するため、空家を活用したいと考えている所有者と、空家を活用して活動を行いたいと考えている利用希望者を登録し、条件が適合しそうな所有者と利用者を引き合わせること（以下「マッチング」という。）により、空家の有効活用を図っています。

2 補助金交付の目的

空家を公益目的で使用する際に係る改修工事費用を補助することで、空家利用者の負担を軽減し、地域貢献活用事業の更なる推進を目指します。

3 補助金交付の概要

空家利用者に対し、区が空家の改修工事費用の一部を補助します。

区は、本募集要項に基づき、補助金交付対象者の募集を行い、審査のうえ補助金の交付対象とする団体を決定します。

4 応募者の要件

地域貢献活用事業へ登録済みであり、次に掲げるいずれかの団体（※個人での応募はできません。）であること。未登録の団体については、募集期間中に登録が完了することが条件となります。

- (1) 大田区区民活動情報サイト（オーちゃんネット）に登録された団体（会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定する会社を除く。）
- (2) 特定非営利活動法人
- (3) 社会福祉法人

5 補助事業の要件

- (1) 地域貢献活用事業へ利用者として登録する際に、審査を受けた事業であること。
- (2) 補助金交付決定時点で、改修工事が未着手であること。
- (3) 平成 31 年 1 月 31 日までに工事が完了すること。
- (4) 改修工事後、当該空家を活用して 10 年以上継続する事業であること。

6 補助対象となる空家の要件

次に掲げるいずれかの空家の改修費を補助対象とします。

(1) 地域貢献活用事業へ登録済みの空家

地域貢献活用事業へ登録済みの空家を補助金の交付対象物件とします。登録されている物件に関する情報については、別途お問い合わせください。

地域貢献活用事業に利用者として登録されている団体、もしくは募集期間中に登録された団体は、事業の実施先として希望する空家の所有者に対して、募集期間中に事業計画等の情報を提供することが可能です。その際、空家所有者が当該事業の詳細を確認したいと判断した場合は、空家所有者及び応募者間で、事業説明及び交渉を直接行うことが可能です。情報提供を希望する応募者は、問合せ窓口にご相談ください。

なお、交渉の結果をもって、補助金交付対象者として選定されるものではありませんのでご注意ください。

(2) 地域貢献活用事業へ未登録の空家

応募者が該当物件の状態を把握し、補助金交付対象者選定までに地域貢献活用事業への登録が見込まれる空家。ただし以下の条件を満たす必要があります。

- ① 建築関係法令に適合するもの。
- ② 活用用途の基準を満たす物件であること。（応募する企画に含まれる改修の実施により基準を満たすものも含まれます。）
- ③ 建築確認済証があること。またはそれに準ずる書類があること。
- ④ 補助金交付決定後、10年間の事業継続が可能な物件であること。

7 補助対象経費

空家の改修工事に必要な費用の一部を補助します。ただし、次に掲げる経費は除きます。

- ・ 躯体工事に関するもの
- ・ 消費税・地方消費税、工事監理費

8 補助金額

補助対象経費に、事業内容別に定めた次の係数を乗じた額、又は200万円のいずれか低い額とします。

- ・ 福祉、子育て支援事業 … 3分の2
- ・ その他の事業 … 2分の1

9 補助金交付対象者数

今回の募集期間で補助金の交付対象とする団体は、2団体の予定です。

10 応募の手続き

応募者は、本募集要項に基づき、以下の書類等を持参してください。

(1) 受付期間

平成30年6月1日（金）～7月31日（火）17時まで

(2) 提出物

ア 様式1「空家等地域貢献活用事業に係る補助金交付事業申込書」

イ 事業計画書 ※1

ウ 様式2「空家等地域貢献活用事業提案書」

エ 団体の会員名簿、組織図、定款（規約、会則その他これらに準ずるもの）、
収支決算書（直近年度のもの、ただし提出が可能な団体は直近3年度分） ※1

オ 改修する空家等の概要（所在地、建物規模（面積、構造等）、用途、敷地面積） ※2

カ 改修計画の概要（工事内容、見積書、平面図、工程表） ※2

※ 様式の定めのない提出書類については、書式の縦・横、印刷のカラー・白黒は
問いません。

※1 空家等地域貢献活用事業の登録申請時のものを併用可能とする。

※2 改修する空家等が決まっている団体は提出する。

(3) 提出先

大田区まちづくり推進部 建築調整課住宅担当

（大田区蒲田五丁目13番14号 大田区役所本庁舎7階14番窓口）

(4) 留意事項

ア 応募は1団体につき1事業のみ可能とします。

イ 応募に係る一切の費用については、全て応募者の負担とします。

ウ 提出された書類等については、補助金交付対象者選定後でも返却いたしません。

エ 提出された書類等の内容に虚偽の記載がある場合は、応募を無効とします。

11 選定方法

区は、受付期間内に応募のあった団体に対して、区が定める選定基準による審査を経て、補助金交付対象者を決定します。

(1) 選定方法

応募内容について総合的に評価して、優れた提案をした団体を2団体（予定）選定します。

(2) 評価方法

提出書類の内容を区の評価基準に基づき評価します。

(3) 評価項目

評価項目は次の3項目になります。

ア 事業の実現性・継続性

事業計画、資金計画、組織体制などを評価し、事業の実現性や 10 年間の事業継続性について評価します。

イ 事業の公益性

広く区民に開かれた事業であるか、又は区民のニーズに即しているか等、公益性を評価します。

ウ 補助金活用の適切性・効率性

工事の見積額や応募者が実施する事業の利用者へ求める料金の額が適切かどうか評価すると共に、補助金の交付対象となる工事が計画されている活動内容に即しているか、工事費に対する相応の効果が認められるか等々を評価します。

(4) 選定結果の通知について

選定結果は、平成 30 年 8 月中旬（予定）に、郵送にて通知します。なお、選定方法・審査内容等についての問合せには応じられませんので予めご承知おきください。

(5) 落選した事業について

選定の結果落選となった事業について、選定期間中又はその後にマッチングが成立した事業については、補助金交付の落選の決定をもって、空家所有者、空家利用者間の契約を妨げるものではありません。

12 補助金交付対象者として決定した団体について

(1) 空家所有者との契約

補助金交付対象者として決定した団体は、空家所有者と契約条件について調整し、賃貸借契約を締結してください。

(2) 補助金交付の手続き

空家所有者との契約締結後、速やかに区の定める様式に関係書類を添え補助金交付の申請を行ってください。

(3) 改修工事の実施

ア 補助金を受けるには、工事の実施にあたり次の事項を順守してください。

- ・改修工事は、12 - (2) の手続きを経て区から補助金の交付決定の通知を受けた後に着手すること。
- ・補助金の交付決定を受けた内容の改修工事を実施すること。

イ やむを得ず、改修工事の内容を変更する場合は、速やかに区に届出をしてください。ただし、改修工事の内容変更に伴う補助金の増額は行えない場合があります。また、内容変更により補助の要件を満たさなくなった場合には、補助金の交付決定を取り消します。

13 工事の完了と補助金の支払

補助金は、工事完了後に次の手順を経て額を確定し支払います。

(1) 実績報告

ア 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の工事が完了したときは、区の定める様式を用いて速やかに実績報告を提出してください。

イ 実績報告の提出締切日時は次のとおりです。

平成 31 年 1 月 31 日（木）17 時まで

(2) 区の検査

実績報告を受け、区が現地調査を実施します。実績報告の内容及び現地調査の結果により、補助金の額を確定します。

(3) 支払い方法

補助金の額の確定後、補助事業者の請求により、補助金を支払います。

14 補助金の交付を受けた補助事業者について

補助事業者は、区の求めに応じて次に掲げる事項を順守してください。

(1) 事業報告

改修工事完了後10年間について、毎年度の事業継続状況について区に報告すること。

(2) 広報活動の協力

補助事業に関して区が行う広報活動等に協力すること。

15 補助金の交付の取消

(1) 次に掲げる事由により、補助金の交付を取り消すことがあります。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく区長の命令に違反したとき。

エ 10 年未満で事業を終了するとき。

(2) 補助金交付の決定が取り消された場合で、既に補助金が交付されているときは、補助金を返還する必要があります。

16 その他の補助制度等との併用について

他の制度から補助等を受けている場合でも、内容に重複が無ければ併せて応募できます。ただし、他の制度が併用を認めない場合もありますので、確認のうえ応募するとともに、併用する制度について提案書に記載してください。